

連携協約（案）の概要について

- 連携協約（案）の概要
- 連携協約（案）とみやざき共創都市圏ビジョンの主要施策との関係

宮崎市および〇〇町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約案【イメージ】

宮崎市（以下「甲」という。）及び〇〇町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関して、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、甲の中核拠点性を強化し、その都市機能を生かして、甲及び乙が連携中枢都市圏の形成に協力して取り組むための基本的な方針、取組内容及び役割分担を定めるものとする。

（基本的な方針）

第2条 甲及び乙は、甲を連携中枢都市とする圏域の形成に協力して取り組むため、次に掲げる事項について、相互の資源及び機能を活用し、連携を図るものとする。

- （1） 圏域全体の経済成長のけん引
- （2） 高次の都市機能の集積・強化
- （3） 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

2 前項各号に掲げる事項の役割分担について、同項第1号及び第2号に係る事務は甲が中心となって処理し、同項第3号に係る事務は甲及び乙が連携して処理するものとする。

（取組内容等）

第3条 甲が取り組む、又は甲及び乙が連携して取り組む内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

別表の区分に基づいて、取組内容及び役割分担を規定する

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙が協議の上、別に定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 宮崎市長と〇〇町長は、圏域の連絡調整を図るため、各年度において連絡会議を開催するものとする。

（協約の失効）

第6条 甲又は乙は、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経て、この協約の失効を求める旨の通告を他方にすることができる。

2 前項の通告は、書面によってしなければならない。

3 前項の書面には、議会の議決書の写しを添付しなければならない。

4 この協約は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協約に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市

宮崎市長

（市長自署・公印捺印）

乙

連携協約における取組内容等

区分	取組内容	役割分担					
		甲（宮崎市）	乙（国富町）	乙（綾町）			
(1) 圏域全体の経済成長のけん引	(イ) 経済戦略の策定	a 産学金官民が一体となった経済戦略の策定およびフォローアップ	・経済戦略（都市圏ビジョン）を策定するための協議会の設置や運営	・協議会の事務や委員との調整	・委員との調整		
		(ロ) 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	a 生産性の向上・設備投資の促進	・農商工団体等との連携による企業の生産性の向上や設備投資の促進 ・大学や研究機関、金融機関等との協力による新分野への進出や既存産業の高付加価値化	・企業の生産性を向上させる取り組みの支援 ・企業が大学や研究機関と共同して行う新商品や新技術の開発支援		
			b 創業・起業家への支援	・地域産業を振興する事業の創出や第二創業の促進 ・ITを活用した取り組みの支援	・産業競争力強化法の創業支援事業計画等に基づく適切な創業支援	・産業競争力強化法の創業支援事業計画の策定の検討 ・産業競争力強化法の創業支援事業計画の策定の検討	
		(ハ) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	a プランナー・コーディネーター等の人材育成	・販売戦略等のアドバイスやコーディネートができる人材の育成	・関係機関との連携による人材の育成	・住民への周知や情報提供	・住民への周知や情報提供
	b 中心市街地の賑わいの創出		・商業の振興 ・企業誘致 ・民間投資を促進する環境の整備	・商業の振興 ・IT産業等の知識産業の集積 ・創業や起業につながる環境の整備			
	(ニ) 戦略的な観光施策	a 宮崎らしさを生かした取り組みの推進	・食、神話や自然等の資源を生かしたブランディングや広域的な観光地域づくりの推進	・関係機関と連携した観光資源の発掘 ・滞在型観光につながる広域的な観光地域づくり ・情報発信	・関係機関と連携した観光資源の発掘 ・滞在型観光につながる広域的な観光地域づくり ・情報発信	・関係機関と連携した観光資源の発掘 ・滞在型観光につながる広域的な観光地域づくり ・情報発信	
		b スポーツランドみやざきの推進	・スポーツランドみやざきの推進 ・広域的な観光地域づくりの推進	・スポーツ施設の整備やキャンプ受入態勢の充実 ・マリンスポーツ等の環境整備 ・情報発信	・スポーツ施設の整備やキャンプ受入態勢の充実 ・情報発信	・スポーツ施設の整備やキャンプ受入態勢の充実 ・情報発信	
		c 観光客受入環境の充実	・移動環境の充実や情報環境の整備	・二次交通の充実 ・観光案内サインや情報環境の整備 ・情報発信	・観光案内サインや情報環境の整備 ・情報発信	・観光案内サインや情報環境の整備 ・情報発信	
		(ホ) その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	a 物流体制の整備	・交通・物流戦略の策定 ・高速道路、港湾、空港等を活用した産業の振興	・交通・物流戦略の策定 ・物流拠点の形成等に向けた関係団体等との協議	・関係団体との調整や事業者への情報提供	・関係団体との調整や事業者への情報提供
			b 国内外の市場開拓	・大消費地や海外の消費地へ向けた農林水産物や加工品等の販路拡大	・物産展や商談会等への事業者の参加支援 ・貨物輸送の拡大に向けた取り組みの検討	・生産者や加工業者等との連絡調整	・生産者や加工業者等との連絡調整
			c 地元企業への就職を促す仕組みの構築	・地元企業の特長やニーズを学生等が享受する機会の創出 ・就業に必要な知識や技術を求職者が習得できる商工団体等の取り組みの支援	・高等教育機関や商工団体等が行う就職セミナーやスキルアップ講座等の開催支援	・事業者への周知や情報提供	・事業者への周知や情報提供
			d 雇用環境の改善と雇用形態の多様化	・雇用環境の改善や多様な雇用形態の創出 ・雇用相談体制の充実	・ワークライフバランスの普及・啓発 ・雇用環境の改善や雇用形態の多様化を促進する企業の支援策などの検討	・ワークライフバランスの普及・啓発 ・事業者等への情報提供	・ワークライフバランスの普及・啓発 ・事業者等への情報提供
			(2) 高次の都市機能の集積	(イ) 高度な医療サービスの提供	a 高度な医療サービスの提供	・救急医療や周産期医療など住民の医療ニーズに対応した質の高い医療提供体制の確保	・医師等の確保や地域における医療機関の連携を図る施策の検討
	b 地域災害拠点病院の整備	・宮崎市郡医師会病院の移転支援	・宮崎西インターチェンジ周辺への移転支援 ・交通結節点とのアクセスの確保、ヘリポートやライフラインの整備				
	(ロ) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築		a 都市機能の集約化	・コンパクトシティの取り組みの推進	・商業や居住等の機能の都心部への集積 ・公共施設の総量の適正化や再配置 ・公共公益施設の相互利用に関する情報共有	・公共公益施設の相互利用に関する情報共有	・公共公益施設の相互利用に関する情報共有
			b 広域公共交通網の構築	・広域公共交通網を構築するための計画策定の検討 ・交通結節機能の向上などについての検討	・広域公共交通機関の利用状況やニーズの把握 ・広域公共交通網を構築するための計画策定の検討 ・交通結節機能の向上などについての検討	・広域公共交通網を構築するための計画策定の検討	・広域公共交通網を構築するための計画策定の検討
(ハ) 高等教育・研究開発の環境整備		a 地域や企業ニーズに対応した人材の育成	・高等教育機関や企業等の連携によるキャリア教育の推進や学びなおしの場の創出	・高等教育機関や企業等が連携して提供するキャリア教育の支援 ・学びなおしの場の創出	・関係機関と連携した就業の支援	・関係機関と連携した就業の支援	
		b 高等教育機関における専門性の向上等	・高等教育機関における専門性の向上や、地域や行政ニーズに合った調査研究の促進	・高等教育機関が行う地域や行政ニーズに合った調査研究の支援			
(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	(イ) 地域医療体制の充実	a 二次救急医療の確保	・休日・夜間の重症救急患者の医療の確保	・宮崎市郡医師会病院の休日・夜間の運営に係る必要経費の助成	・宮崎市郡医師会病院の休日・夜間の運営に係る必要経費の一部負担	・宮崎市郡医師会病院の休日・夜間の運営に係る必要経費の一部負担	
		b 宮崎市夜間急病センターの運営	・夜間の初期救急患者の医療の確保	・宮崎市郡医師会と連携した夜間急病センターの運営・管理	・夜間急病センターの運営に必要な経費の一部負担	・夜間急病センターの運営に必要な経費の一部負担	
		c 在宅当番医制事業の運営	・休日等の昼間の初期救急患者の医療の確保	・宮崎市郡医師会と連携した在宅当番医制の運営に係る事務	・在宅当番医制の運営に必要な経費の一部負担	・在宅当番医制の運営に必要な経費の一部負担	
		d 健康診査の充実	・健康診査の受診率向上 ・健康診査の共同実施や内容の充実に向けた調査研究	・受診率向上のための普及啓発 ・健康診査の共同実施や内容の充実に向けた調査研究	・受診率向上のための普及啓発 ・健康診査の共同実施や内容の充実に向けた調査研究	・受診率向上のための普及啓発 ・健康診査の共同実施や内容の充実に向けた調査研究	
		(ロ) 介護・障がい福祉	a 介護認定審査会の運営	・介護認定審査会の共同設置	・介護認定審査会の円滑な運営	・介護認定審査会の運営に必要な経費の一部負担	・介護認定審査会の運営に必要な経費の一部負担
			b 地域包括ケアシステムの構築	・高齢者に対する「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」のサービスを一体的に提供する仕組みの構築	・地域包括ケアシステム構築のための施策の実施 ・住民に対する制度の周知啓発 ・市町界の地区における連携したシステムの構築	・地域包括ケアシステム構築のための施策の実施 ・住民に対する制度の周知啓発 ・市町界の地区における連携したシステムの構築	・地域包括ケアシステム構築のための施策の実施 ・住民に対する制度の周知啓発 ・市町界の地区における連携したシステムの構築
			c 宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターの運営	・障がい者とその家族の総合的な相談受付	・宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターの運営	・宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターの運営に必要な経費の一部負担	・宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターの運営に必要な経費の一部負担
			d 宮崎市総合発達支援センターの運営	・発達に障がいのある児童に対する専門的で多様な療育訓練・機能訓練等の提供や、地域に出向いた社会支援活動の実施	・宮崎市総合発達支援センターの運営	・宮崎市総合発達支援センターの運営に必要な経費の一部負担	・宮崎市総合発達支援センターの運営に必要な経費の一部負担
	e 障がい者支援区分認定審査会の運営		・障がい者支援区分認定審査会の共同設置	・障がい者区分認定審査会の円滑な運営	・障がい者区分認定審査会の運営に必要な経費の一部負担	・障がい者区分認定審査会の運営に必要な経費の一部負担	
	f 地域活動支援センターⅢ型事業所の活動支援		・障がい者への創作的活動や生産活動の機会の提供	・地域活動支援センターⅢ型事業者に対する運営費の一部助成	・地域活動支援センターⅢ型事業所の運営に必要な経費の一部負担	・地域活動支援センターⅢ型事業所の運営に必要な経費の一部負担	
	g 宮崎歯科福祉センターの運営	・障がい児等の歯科医療体制の充実	・宮崎市郡歯科医師会に対する宮崎市歯科福祉センターの建設資金利子の補助	・宮崎市郡歯科医師会に対する宮崎市歯科福祉センターの建設資金利子の一部負担	・宮崎市郡歯科医師会に対する宮崎市歯科福祉センターの建設資金利子の一部負担		

区分	取組内容	役割分担				
		甲（宮崎市）	乙（国富町）	乙（綾町）		
(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 イ 生活機能の強化に係る政策分野	(ハ) 子育て支援	a 多様な保育サービスの提供	・認定こども園や保育所の適切な運営 ・小規模保育や事業所内保育など多様な保育サービスの提供	・保育施設の定員拡充 ・多様な保育サービスを提供する事業者の支援	・保育施設の定員拡充 ・多様な保育サービスを提供する事業者の支援	
		b 乳幼児医療サービスの充実	・乳幼児医療サービスの充実	・乳幼児医療サービスの充実に資する事業の実施 ・乳幼児医療サービスの充実に向けた情報提供	・乳幼児医療サービスの充実に資する事業の実施 ・乳幼児医療サービスの充実に向けた情報提供	
		c 放課後児童対策の充実	・児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保	・放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館等の運営 ・放課後児童クラブ定員の拡大、学校敷地内への移転や施設改修等の環境整備	・児童クラブや放課後子ども教室、児童館等の運営 ・児童クラブ定員の拡大、施設改修等の環境整備	
		d 相談支援体制の充実	・子育て世帯の育児等に関する相談支援体制の充実	・地域子育て支援センターやファミリーサポートセンターの運営	・地域子育て支援センターの運営	
	(ニ) 教育・伝統文化	a いじめ防止対策の推進	・小中学校におけるいじめの未然防止や早期対応	・教職員に対するいじめ問題に対応できる資質を養うための研修等の実施 ・不登校の児童生徒に対する適応指導教室等の運営	・教職員に対するいじめ問題に対応できる資質を養うための研修 ・不登校の児童生徒に対する学習指導等の情報提供	
		b 学校教育におけるタブレット端末等の導入の検討	・小中学校におけるICT活用の推進	・タブレット端末等の導入に関する調査研究とその内容の提供	・タブレット端末等の導入に関する調査研究	
		c 伝統文化の伝承と文化財の保護	・伝統文化の保存や伝承、後継者の育成 ・文化財の保護・管理と住民への公開	・伝統文化の保存・伝承を行う団体等への支援による後継者の育成 ・伝統文化を対象としたイベントの開催 ・文化財の保護・管理と住民への公開	・伝統文化の保存・伝承を行う団体等への支援による後継者の育成 ・文化財の保護・管理と住民への公開	
	(ホ) 土地利用	a 農地の有効活用	・優良農地の確保や耕作放棄地の解消	・農業委員会との連携による耕作放棄地、新規就農者、農業法人などの情報の共有	・農業委員会との連携による耕作放棄地、新規就農者、農業法人などの情報の共有	
	(ヘ) 地域振興	a 企業立地の推進	・立地を求める企業の情報収集しやすい環境の整備	・地元企業のネットワークの構築 ・企業誘致に関する情報共有や情報の発信	・地元企業のネットワークの構築 ・企業誘致に関する情報共有や情報の発信	
		b 新規就農者の支援	・就農希望者に対する技術習得のための研修費用や初期費用の支援	・就農希望者の研修や就農時の初期費用に対する支援 ・農地情報の共有	・就農希望者の研修や就農時の初期費用に対する支援 ・農地情報の提供	
		c 農業法人の経営支援	・農業法人への経営支援	・農業法人に対する農業施設の整備や機械導入等の設備投資への支援 ・農家向け研修会の開催や情報交換の場の設定	・農業法人に対する農業施設の整備や機械導入等の設備投資への支援 ・農業法人の情報提供	
		d 男女共同参画社会づくりの推進	・男女共同参画社会の形成の推進	・講座情報の提供 ・啓発活動や電話相談の実施	・講座情報の活用 ・住民への情報提供	
		e 市（町）民活動の推進	・市（町）民活動のリーダー育成 ・市民活動団体、事業者、行政との協働の推進	・市民活動団体が行う人材育成の取り組みの支援 ・市民活動センターの活用による多様な主体の交流支援 ・市民活動に関する情報の共有と提供	・町民活動団体が行う人材育成の取り組みの支援 ・町民活動に関する情報提供	
		f 消費生活相談事業の拡大	・消費生活の安全・安心を確保する消費生活相談事業の推進	・消費者への啓発や情報提供	・消費者への啓発や情報提供	
	(ト) 災害対策	a 防災対策の推進	・防災体制の推進 ・災害時における相互応援	・各種施策の情報提供 ・災害時における物資の提供や職員の派遣等	・各種施策の情報提供 ・災害時における物資の提供や職員の派遣等	
	(チ) 環境	a エコタウンの推進	・省エネルギーやクリーンエネルギーの利用促進によるエコタウンの取り組み推進	・事業者や市民団体等の省エネルギーの取り組みやクリーンエネルギーの利用促進 ・家庭用太陽光発電システムの導入支援	・事業者や市民団体等の省エネルギーの取り組みやクリーンエネルギーの利用促進 ・家庭用太陽光発電システムの導入支援	
		b 環境保全の推進	・ごみの減量化や資源化、河川浄化および森林管理等の環境保全に資する取り組みの推進	・環境保全に資する団体等の活動への支援 ・住民への啓発	・環境保全に資する団体等の活動への支援 ・住民への啓発	
		c 廃棄物の広域処理	・廃棄物の広域処理体制の一体的な整備	・エコクリーンプラザみやざきをはじめとする関係機関の施設の安全・安心・安定した処理体制の確保	・エコクリーンプラザみやざきをはじめとする関係機関の施設の安全・安心・安定した処理体制の確保	
	(リ) 消防	a 広域消防の適切な運営	・消防行政における警防、予防、救急、救助等の各分野の充実強化	・消防事務の円滑な運営 ・職員および資機材の適正な配置	・消防事務に要する費用の負担 ・消防情報の提供	
	ロ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	(イ) 地域公共交通	a 地域公共交通の充実	・地域公共交通のネットワークの強化	・バス路線の運行維持対策や生活交通の確保に向けた取り組み	・バス路線の運行維持対策や生活交通の確保に向けた取り組み
		(ロ) ICTインフラの整備	a ブロードバンド等の活用	・地域の通信・放送環境の充実	・ブロードバンド等の通信・放送環境の充実のあり方についての調査・検討	・ブロードバンド等の通信・放送環境の充実のあり方についての調査・検討
		(ハ) 道路等の交通インフラの整備・維持	a 道路等の交通インフラの整備・維持	・圏域内外を結ぶ道路整備等および圏域の拠点を結ぶ市町界に係る道路等の効率的、かつ効果的な整備の推進	・関係機関との情報交換や協議による効率的、かつ効果的な道路整備等の取り組み	・関係機関との情報交換や協議による効率的、かつ効果的な道路整備等の取り組み
		(ニ) 地域内農林水産物の地産地消・地産外消	a 農林水産物のブランド化および地産地消・地産外消の推進	・農林水産物のブランド化による地産地消・地産外消の推進	・ブランド化に向けたPR活動や販売促進活動 ・地産地消・地産外消を推進する普及啓発活動	・ブランド化に向けたPR活動や販売促進活動 ・地産地消・地産外消を推進する普及啓発活動
		(ホ) 地域内外の住民との交流・移住促進	a 移住・定住の促進	・地域の魅力や情報発信、受入態勢や環境の充実による人口流入の促進	・受入態勢や環境の充実に向けた取り組みの検討 ・情報発信	・受入態勢や環境の充実に向けた取り組みの検討 ・情報発信
b 各種イベント等の共同開催の推進			・各種イベント情報の提供による住民交流の促進	・各種イベント等の情報提供	・各種イベント等の情報提供	
c 農山漁村での宿泊体験や自然体験の推進			・農山漁村での体験活動を通じた人と自然との豊かなふれあいや自然との共生の確保	・農山漁村における受入態勢の充実や機会の創出などの環境整備 ・情報提供	・農山漁村における受入態勢の充実や機会の創出などの環境整備 ・情報提供	
ハ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		(イ) 人材育成	a 圏域内の行政職員および教員研修の開催	・幅広い視野と圏域をマネジメントできる能力を持った行政職員および教員の育成	・研修の参加機会の提供	・職員や教員への情報提供
		b 職員の交流による連携強化	・圏域内の行政課題に適切に対応するための担当者会議の設置	・会議の事務、会議への情報提供や連絡調整	・会議への情報提供や行政内の調整	・会議への情報提供や行政内の調整

連携協約とみやぎ共創都市圏ビジョン体系との関係

1 連携中核都市圏構想推進要綱（総務省）

ア	圏域全体の経済成長のけん引
a	産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備
	・圏域の経済戦略の策定やフォローアップのための圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、地方公共団体等の産学官民が一体となった協議会の立ち上げ
	・経済戦略の策定やフォローアップに必要な調査・検証
	・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M & Aの方向性の提示
	・戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に必要な人材像の把握
	・圏域内として目指すべきイノベーションの方向性の確定 等
b	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
	・圏域内の事業者に向けた異分野異業種交流
	・新素材・新技術に関する講座の開設、起業に向けたセミナー開催
	・新技術・新製品開発のための中小企業支援
	・イノベーション実現や事業化に向けた産学官の共同研究・受託研究の推進
	・大学発ベンチャーへの支援
	・大学における長期インターンシップの推進や産学が連携した大学の教育課程の編成
	・専門的知見を有する企業・大学側コーディネーターの育成
	・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M & Aの促進支援
	・戦略産業の育成に向け、地域の中堅企業等を中核とする広域的なプロジェクト創出に向けた検討 等
c	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
	・地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進
	・六次産業化に向けた設備投資の支援
	・地域ブランド育成のための試作やPRの支援
	・専門家の紹介・派遣
	・売上げ動向等のデータ把握と商品開発への反映 等
d	戦略的な観光施策
	・圏域内観光の受皿整備のための基本構想・計画の策定
	・圏域全体の観光資源（自然・文化・産業遺産等）を対象としたプロモーションやファミツアーの実施
	・外国人観光客の誘致活動
	・圏域外の観光客を見込んだ大規模イベントの開催
	・経済波及効果・情報発信力の高い国際会議等の誘致と圏域内関連ビジネスとのマッチングの促進 等
e	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

イ	高次の都市機能の集積・強化
a	高度な医療サービスの提供
	・圏域内の重篤な救急患者に対する三次救急医療
	・ハイリスクの妊娠・出産に対する母子周産期医療
	・先進的がん医療など高度な医療サービス提供に向けた設備整備の支援
	・これらの医療にかかると人材育成・確保 等
b	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
	・圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定
	・圏域内の大学や公園等の整備に向けた調査や構想の策定
	・圏域の中心部と空港との間の連絡線の整備に向けた検討 等
c	高等教育・研究開発の環境整備
	・大学・専門学校等における圏域内での高度専門的な研究開発人材の育成
	・圏域内の企業等のニーズに応じた人材育成
	・大学への寄附講座開設や生活環境支援を通じたグローバル人材の招へい
	・将来の圏域を担うリーダー育成や雇用の創出に取り組み高等教育機関への支援 等
d	その他、高次の都市機能の集積に係る施策

ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上
A	生活機能の強化に係る政策分野
a	地域医療
	・病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供
	・二次救急における病院間の連携
	・地域医療を担う医師の育成や派遣
	・ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携
b	介護
	・高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援
	・他市町村における地域密着型サービス利用支援
	・在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援などによる地域包括ケアシステムの構築等に向けた連携
c	福祉
	・子育て家庭のニーズに応じた保育所の広域入所その他の在宅療養・子育て支援のネットワークの構築
	・発達に障がいのある児童の早期発見・早期療養及び診療・機能訓練・相談・療育支援の提供
	・配偶者からの暴力防止対策等に向けた連携
d	教育・文化・スポーツ
	・小中学校の区域外就学、特色ある教育を行う中高一貫校の運営
	・スクールカウンセラー等の共同活用、学校間の連携による部活動の充実
	・特別支援教育を充実するための教育資源の活用、帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導
	・学校施設等の適切な維持管理や他の公共施設との複合化を含めた機能向上のための体制構築
	・大学における地域のニーズに応じた教育研究の実施
	・三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択し得るような質の高く特色ある学校教育・社会教育環境の整備
	・圏域の多様な人材や企業、施設等を活用した多様な学習や体験活動
	・スポーツ活動の機会の充実等
	・文化財保護の人材ネットワークの構築や圏域の文化財を総合的に活用する取組等文化財の保存・活用等に向けた連携
e	土地利用
	・規模や地域特性を活かした都市空間の再形成や農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携
f	地域振興
	・地域におけるにぎわいの創出
	・商店街の新陳代謝や購買環境の整備
	・農林水産業の振興、企業誘致、雇用機会の確保
	・大学等による地域課題解決に向けた研究の推進
	・女性・高齢者等の社会人の学び直し支援、外国人留学生等と地域住民との交流推進
	・地域の観光資源の開発等に向けた連携
g	災害対策
	・圏域全体で災害対策を推進するための市町村や都道府県の区域を越えた医療搬送、物資の供給、広域的な避難及び帰宅困難者への情報提供
	・圏域全体でのごみ減量や資源化の推進に向けた実証事業や啓発
	・小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用
	・森林吸収源対策の着実な実施等CO2吸収に向けた取組の推進
	・水源涵養機能の維持等に向けた連携
B	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
a	地域公共交通
	・地域住民の移動手段の確保、まちのにぎわいの創出、人の交流の活性化、圏域の低炭素化等を図るため、民間バス路線の再編等の支援、コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行その他の地域公共交通ネットワークの形成等に向けた連携
b	ICTインフラ整備
	・ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育
	・テレワークの推進
	・ICTを活用した高齢者の見守りや生活支援
	・自治体クラウドの一層の推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備等に向けた連携
c	道路等の交通インフラの整備・維持
	・圏域内の基幹道路ネットワークの整備・維持や生活幹線道路の整備・維持その他の広域的な観点から交通インフラの整備・維持を重点的・戦略的に進めていく取組に係る連携
d	地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
	・食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の販売・学校給食などへの圏内産品の活用その他の地産地消を進めていく取組
	・教育ファームの推進
	・圏域内の農畜水産物の安全性向上等に係る連携
e	地域内外の住民との交流・移住促進
	・大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組
	・Uターン・Iターン・Jターン人材の発掘・育成、インターンシップの実施や移住に係る支援等に係る連携
f	aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携
C	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
a	人材の育成
b	外部からの行政及び民間人材の確保
c	圏域内市町村の職員等の交流
b	外部からの行政及び民間人材の確保
c	圏域内市町村の職員等の交流
d	aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

2 みやぎ共創都市圏ビジョン骨子案における主要施策 ⇒ 連携協約案の構成

(1)	圏域全体の経済成長のけん引
(イ)	経済戦略の策定
a	産学官民が一体となった経済戦略の策定およびフォローアップ
	○ 経済戦略の策定・フォローアップ
(ロ)	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
a	生産性の向上・設備投資の促進
	○ 生産性の向上・設備投資の促進（企業の経営力強化）
	○ 新商品・新技術等の開発
	○ 異業種産業間の連携
b	創業・起業家への支援
	○ 創業・起業家への支援
(ハ)	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
a	プランナー・コーディネーター等の人材育成
	○ プランナー・コーディネーター等の人材育成
b	中心市街地の賑わいの創出
	○ 中心市街地の賑わいの創出
(ニ)	戦略的な観光施策
a	宮崎らしさを生かした取り組みの推進
	○ 宮崎らしさを生かした取り組みの推進
	○ 効果的な情報発信
b	スポーツランドみやぎの推進
	○ スポーツランドみやぎの推進
c	観光客受入環境の充実
	○ 観光客受入環境の充実
(ホ)	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策
a	物流体制の整備
	○ 物流体制の整備
b	国内外の市場開拓
	○ 国内外の市場開拓
c	地元企業への就職を促す仕組みの構築
	○ 地元企業への就職を促す仕組みの構築
d	雇用環境の改善と雇用形態の多様化
	○ 雇用形態の多様化
	○ 雇用環境の改善
	○ 雇用相談体制の整備
(2)	高次の都市機能の集積・強化
(イ)	高度な医療サービスの提供
a	高度な医療サービスの提供
	○ 高度な医療サービスの提供
b	地域災害拠点病院の整備
	○ 高度な医療サービスの提供【再掲】
(ロ)	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
a	都市機能の集約化
	○ 都市機能の集約化
b	広域公共交通網の構築
	○ 広域公共交通網の構築
	○ 交通結節機能の向上
(ハ)	高等教育・研究開発の環境整備
a	地域や企業ニーズに対応した人材の育成
	○ 地域や企業ニーズに対応した人材の育成
b	高等教育機関における専門性の向上等
	○ 地域や企業ニーズに対応した人材の育成【再掲】
(3)	圏域全体の生活関連機能サービスの向上
イ	生活機能の強化に係る政策分野
(イ)	地域医療体制の充実
a	二次救急医療の確保
	○ 生活医療サービスの確保
b	宮崎市夜間急病センターの運営
	○ 生活医療サービスの確保【再掲】
c	在宅当番医制事業の運営
	○ 生活医療サービスの確保【再掲】
d	健康診査の充実
	○ 生活医療サービスの確保【再掲】
(ロ)	介護・障がい福祉
a	介護認定審査会の運営
	○ 地域包括ケアシステムの構築
b	地域包括ケアシステムの構築
	○ 地域包括ケアシステムの構築【再掲】
c	宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターの運営
	○ ノーマライゼーションの推進
d	宮崎市総合発達支援センターの運営
	○ 生活相談支援の充実
e	障がい者支援区分認定審査会の運営
	○ ノーマライゼーションの推進【再掲】
f	地域活動支援センターIII型事業所の活動支援
	○ ノーマライゼーションの推進【再掲】
g	宮崎歯科福祉センターの運営
	○ 生活医療サービスの確保【再掲】
(ハ)	子育て支援
a	多様な保育サービスの提供
	○ 多様な保育サービスの提供
b	乳幼児医療サービスの充実
	○ 乳幼児医療サービスの充実
c	放課後児童対策の充実
	○ 学校教育・放課後児童対策の充実
d	相談支援体制の充実
	○ 多様な保育サービスの提供【再掲】
	○ 生活相談支援の充実
(ニ)	教育・伝統文化
a	いじめ防止対策の推進
	○ 学校教育・放課後児童対策の充実【再掲】
b	学校教育におけるタブレット端末の導入の検討等
	○ 学校教育・放課後児童対策の充実【再掲】
c	伝統文化の伝承と文化財の保護
	○ 伝統文化の伝承や市民スポーツ等の振興
(ホ)	土地利用
a	農地の有効活用
	○ 農地の有効活用
(ハ)	地域振興
a	企業立地の推進
	○ 企業立地の推進
b	新規就農者の支援
	○ 新規就農者・農業法人の育成
c	農業法人の経営支援
	○ 新規就農者・農業法人の育成【再掲】
d	男女共同参画社会づくりの推進
	○ 雇用環境の改善【再掲】
e	市（町）民活動の推進
	○ 地域コミュニティの活性化
f	消費生活相談事業の推進
	○ 生活相談支援の充実【再掲】
(ト)	災害対策
a	防災対策の推進
	○ 防災対策の推進
(チ)	環境
a	エコタウンの推進
	○ スマートシティの取り組みの推進
b	環境保全の推進
	○ 環境保全の推進
c	廃棄物の広域処理
	○ 環境保全の推進
(リ)	消防
a	広域消防の適切な運営
	○ 防災対策の推進【再掲】
(イ)	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
(イ)	地域公共交通
a	地域公共交通の充実
	○ 広域公共交通網の構築【再掲】
(ロ)	ICTインフラ
a	ブロードバンド等の活用
	○ スマートシティの取り組みの推進【再掲】
(ハ)	道路等の交通インフラ
a	道路等の交通インフラの整備・維持
	○ 主要幹線道路等の整備と維持
(ニ)	農林水産物の地産地消・地産外販
a	農林水産物のブランド化および地産地消・地産外販の推進
	○ 国内外の市場開拓
(ホ)	地域内外の住民との交流・移住促進
a	移住・定住の促進
	○ 既存ストックの有効な活用
	○ 移住相談機能等の充実
b	各種イベント等の共同開催の推進
	○ 伝統文化の継承や市民スポーツ等の振興
c	農山漁村での宿泊体験や自然体験の推進
	○ 宮崎らしさを生かした取り組みの推進【再掲】
ハ	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
(イ)	人材育成
a	圏域内の行政職員および教員研修の開催
	○ 圏域マネジメント能力の向上
b	職員の交流による連携強化
	○ 圏域マネジメント能力の向上【再掲】